

令和5年9月1日
資料提供

問い合わせ先
環境生活総務課 環境計画班
田中・野中（内線 2674）
（直通）073-441-2674

（仮称）和歌山県沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する
環境の保全の見地からの知事の意見について

令和5年6月30日付けで関西電力株式会社及びRWE Renewables Japan 合同会社から送付された（仮称）和歌山県沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について、発電所アセス省令※第14条第3項の規定により、環境の保全の見地からの意見（知事意見）を別添のとおり述べましたので、お知らせします。

事業の概要

| | |
|----------|--|
| 事業の名称 | （仮称）和歌山県沖洋上風力発電事業 |
| 事業者 | ・関西電力株式会社 取締役代表執行役社長 森 望 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号 ・RWE Renewables Japan 合同会社 代表社員 RWE Renewables Gmb 職務執行者 岩渕 直樹 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の内トラストタワー本館5階 |
| 事業の内容 | 風力発電所（洋上） |
| 事業実施想定区域 | 和歌山県の沖合海域 |
| 発電所の出力 | 最大 1,000,000kW（単機出力最大 9,500～20,000 級×最大 50～110 基） |

※ 発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

（参考）環境影響評価制度について

環境影響評価制度は、法令で定める大規模事業を行うに当たり、事業が及ぼす環境影響を事業者自らが調査、予測、評価し、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを反映して環境影響の回避・低減を図る制度です。

環境影響評価法の手続きは、大きく分けて配慮書、方法書、準備書、評価書、報告書の5段階があり、各図書の内容は次のとおりです。

| 図書 | 内容 |
|---------------------------------|---|
| 配慮書【今回】 | 事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書 |
| 方法書 | どのような項目について、どのような方法で環境アセスメントを実施していくのかという計画を示したもの |
| 事業者による調査・予測・評価（以下、「調査等」という。）の実施 | |
| 準備書 | 調査等を実施した結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめたもの |

| | |
|--------------------|--|
| 評価書 | 事業者が準備書に対する環境保全の見地からの意見を有する者、都道府県知事等からの意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を修正したもの |
| 個別法の許認可等での審査・事業の実施 | |
| 報告書 | 工事中に実施した事後調査やそれにより判明した環境状況に応じて講ずる環境保全対策、重要な環境に対して行う効果の不確実な環境保全対策の状況について、工事終了後にまとめたもの |